

平成28年度第1回野田市防災会議次第

○日 時：平成29年3月23日（木）
午前10時～

○会 場：野田市保健センター3階大会議室

- 1 開 会
- 2 野田市防災会議会長（市長）挨拶
- 3 防災会議委員紹介
- 4 会議録等のホームページ掲載について
- 5 議 題
野田市地域防災計画の修正素案について
- 6 その他
- 7 閉 会

○野田市防災会議条例

昭和 38 年 6 月 24 日

野田市条例第 13 号

注 平成 24 年 7 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、野田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平 24 条例 27・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野田市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 野田市水防計画その他水防に関し必要な事項について調査及び審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 24 条例 27・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は 36 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 千葉県知事の部内の職員
 - (3) 千葉県警察の警察官
 - (4) 自主防災組織を構成する者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 市職員
 - (7) 教育長
 - (8) 消防長及び消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (10) 公募に応じた市民
 - (11) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第 4 号、第 5 号及び第 9 号から第 11 号までに掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(平 24 条例 18・平 24 条例 27・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 12 月 25 日野田市条例第 32 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(他の条例の一部改正)

2 野田市特別職の職員の費用弁償及び旅費に関する条例(昭和 26 年野田市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 40 号を第 41 号とし、第 39 号の次に次の 1 号を加える。

(40) 野田市防災会議の委員

附 則(昭和 57 年 3 月 31 日野田市条例第 10 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 7 月 1 日野田市条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日野田市条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(他の条例の廃止)

2 野田市水防協議会条例(昭和 62 年野田市条例第 5 号)は、廃止する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日野田市条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則(平成 24 年 7 月 13 日野田市条例第 18 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市防災会議の委員の任期は、第1条の規定による改正後の野田市防災会議条例第3条第6項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員(第1条の規定による改正前の野田市防災会議条例第3条第6項本文に規定する任期の定めのある委員をいう。)の任期満了の日までとする。

附 則(平成24年10月3日野田市条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

野田市防災会議運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、野田市防災会議条例（昭和38年野田市条例第13号）第5条の規定に基づき、野田市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

第2条 会議は会長が召集し、議長となる。

- 2 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(委任による処理)

第3条 会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

- 2 前項の規定により処理したときは、会長は次の会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、野田市市民生活部防災安全課において処理する。

附 則

この要領は、平成7年4月14日から施行する。

| 修正前 | | |
|---|--------------|--|
| 震災編 第2章 災害予防計画 第5節 地震に強いまちづくり | 頁 震-32~33 | |
| 体系 | 担当 | 関係機関 |
| 第1 市街地の不燃化・耐震化 | 都市部、市民生活部 | |
| 第2 (略) | (略) | (略) |
| 第3 (略) | (略) | |
| 第4 ライフライン施設の耐震化 | (略) | 東京電力株式会社、野田ガス株式会社、千葉県エルピーガス協会、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社 |
| 第1 市街地の不燃化・耐震化 | | |
| 1. (略) 2. (略) 3. 既存建築物の耐震化 (1) (略) (2) 公共施設の耐震化 市有建築物の特定建築物については、平成27年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。 4. 生活空間の危険性の除去 (3) 家具・大型家電の転倒防止 市民生活部は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。 | | |

| 修正後 | | |
|--|-------------------------|--|
| 修正理由 耐震改修年度の時点修正及び新たな支援の開始に伴う修正 | | |
| 体系 | 担当 | 関係機関 |
| 第1 市街地の不燃化・耐震化 | 都市部、市民生活部、 <u>保健福祉部</u> | |
| 第2 (略) | (略) | (略) |
| 第3 (略) | (略) | |
| 第4 ライフライン施設の耐震化 | (略) | <u>東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社</u> |
| 第1 市街地の不燃化・耐震化 | | |
| 1. (略) 2. (略) 3. 既存建築物の耐震化 (1) (略) (2) 公共施設の耐震化 市有建築物の特定建築物については、平成 <u>32</u> 年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。 4. 生活空間の危険性の除去 (3) 家具・大型家電の転倒防止 市民生活部は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。 <u>(4) 高齢者・障がい者への支援</u> <u>保健福祉部は、地震災害から高齢者及び障がい者の生命及び財産を守るため、支援を必要とする高齢者、障がい者世帯に家具転倒防止器具の取付けを行う。 ←(追加)</u> | | |

| 修正前 | |
|--|-----------|
| 震災編 第2章 災害予防計画 第2節 防災知識の普及啓発 第2 防災訓練の推進 | 頁 震-24 |
| 1. 総合防災訓練 (1) 訓練の実施時期 防災の日（9月1日）に実施する。 | |

| 修正後 |
|--|
| 修正理由 訓練実施時期の修正 |
| 1. 総合防災訓練 (1) 訓練の実施時期 市民、関係団体の参加に適切な時期 に実施する。 |

| 修 正 前 | | | |
|---|--|----------|----------------|
| 震災編 第3章 災害応急対策計画 第19節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用基準 | 頁 | 震-117 | |
| 1. 災害救助法の適用基準 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。 (災害救助法の適用基準) | | | |
| | 指標となる被害項目 | 適用の基準 | 該当条項 |
| 住家等への被害が生じた場合 | 市内の住家が滅失した世帯の数 | 100以上 | 第1条第1項第1号 |
| | 県内の住家が滅失した世帯の数 | 2,500以上 | 第1条第1項第2号 |
| | そのうち市内の住家が滅失した世帯の数 | 50以上 | |
| | 県内の住家が滅失した世帯の数 | 12,000以上 | 第1条第1項第3号前段 |
| | そのうち市内の住家が滅失した世帯の数 | 多数 | |
| | 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。 | 多数 | 第1条第1項第3号後段 |
| 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 | 知事が厚生労働大臣と協議 | 基準省令第1条※ | |
| 生命・身体への危害が生じた場合 | 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令※で定める基準に該当するとき。 | | 第1条第1項第4号 |
| | 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 | | 基準省令第2条第1項第1号※ |
| | 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること。 | | 基準省令第2条第1項第2号※ |
| ※災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令 | | | |

| 修 正 後 | | | |
|---|--|----------|----------------|
| 修正理由 字句の修正 | | | |
| 1. 災害救助法の適用基準 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。 (災害救助法の適用基準) | | | |
| | 指標となる被害項目 | 適用の基準 | 該当条項 |
| 住家等への被害が生じた場合 | 市内の住家が滅失した世帯の数 | 100以上 | 第1条第1項第1号 |
| | 県内の住家が滅失した世帯の数 | 2,500以上 | 第1条第1項第2号 |
| | そのうち市内の住家が滅失した世帯の数 | 50以上 | |
| | 県内の住家が滅失した世帯の数 | 12,000以上 | 第1条第1項第3号前段 |
| | そのうち市内の住家が滅失した世帯の数 | 多数 | |
| | 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 | | 第1条第1項第3号後段 |
| 生命・身体への危害が生じた場合 | 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。 | | 第1条第1項第4号 |
| | 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 | | 内閣府令第2条第1項第1号※ |
| | 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 | | 内閣府令第2条第1項第2号※ |
| ※災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令 | | | |

修正前

| | |
|--|------------|
| 震災編 第3章 災害応急対策計画 第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策 | 頁 震-102 |
|--|------------|

| 項目 | 担当 | 関係機関 |
|--------------|----------------------|------|
| 第1 災害発生時の対応 | 学校班、要配慮者班 | |
| 第2 応急教育 | 学校班、市民情報班、医療救護班、避難所班 | |
| 第3 応急保育 | 要配慮者班 | |
| 第4 社会教育施設の対策 | 社教班 | |
| 第5 文化財の確認 | 社教班 | |

第2 応急教育

2. 応急教育

(1) (略)

(2) 健康管理

校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等があたる。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

医療救護班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

修正後

| |
|------------------------------|
| 修正理由 医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの |
|------------------------------|

| 項目 | 担当 | 関係機関 |
|--------------|-------------------------------|------|
| 第1 災害発生時の対応 | 学校班、要配慮者班 | |
| 第2 応急教育 | 学校班、市民情報班、 保健救護班 、避難所班 | |
| 第3 応急保育 | 要配慮者班 | |
| 第4 社会教育施設の対策 | 社教班 | |
| 第5 文化財の確認 | 社教班 | |

第2 応急教育

2. 応急教育

(1) (略)

(2) 健康管理

校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が**当たる**。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

保健救護班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

第5節 地震に強いまちづくり

| 体系 | 担当 | 関係機関 |
|-----------------|-------------------------|--|
| 第1 市街地の不燃化・耐震化 | 都市部、市民生活部、 <u>保健福祉部</u> | |
| 第2 道路・橋梁等の安全化 | 土木部 | 東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所 |
| 第3 公共施設の整備 | 生涯学習部、各部 | |
| 第4 ライフライン施設の耐震化 | 水道部、土木部 | <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> 、 <u>野田ガス株式会社</u> 、 <u>一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部</u> 、 <u>東日本電信電話株式会社</u> 、 <u>東武鉄道株式会社</u> |

第1 市街地の不燃化・耐震化

1. 建築物の不燃化の促進

都市部は、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

都市部は、大規模な地震等に伴い発生する火災から市民等の生命・財産を守るため、建築基準法第22条の規定に基づき屋根の不燃化の指導を進め建築物の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

都市部は、都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てるものとする。

また、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。

道路については、災害時の避難路や緊急輸送路、消防など緊急活動の基盤となるとともに、大規模火災の延焼を防ぐ防災空間として重要な役割を果たすことから、都市計画道路などの整備を推進する。

3. 既存建築物の耐震化

都市部は、「野田市耐震改修促進計画」（平成20年3月）に基づき、住宅及び特定建築物、公共施設の耐震化を行う。

(1) 住宅及び特定建築物の耐震化

- ア 地震ハザードマップを用いた啓発、知識の普及
- イ 相談体制の整備・情報提供の充実
- ウ パンフレットの配布、相談会の開催等

3. 過去の災害教訓の伝承

企画財政部は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し適切に保存するとともに、市民等に閲覧できるよう公開に努める。

〈防災広報の内容〉

| | |
|-----------------------|---------------------|
| ア 地域防災計画の概要 | イ 各防災機関の震災対策 |
| ウ 地震に関する一般知識 | エ 出火の防止及び初期消火の心得 |
| オ 室内外地下等における地震発生時の心得 | カ 避難路、避難地 |
| キ 避難方法、避難時の心得 | ク 食料、救急用品等非常持出し品の準備 |
| ケ 地震に関するドライバーの心得 | コ 救助救護の方法 |
| サ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 | シ 学校施設等の防災対策 |
| ス 地震発生時の緊急初動措置 | セ ライフライン施設の耐震性 |
| ソ 建物の耐震対策、家具の固定 | タ 災害危険箇所 |
| チ 自主防災活動の実施 | ツ 防災訓練の実施 |
| テ 地震に関する調査結果 | ト 講演会、シンポジウム等の実施 |
| ナ 発生した災害の情報及び市の対応 | |

第2 防災訓練の推進

災害を未然に防止するとともに、発災時の被害を最小限に食い止めるためには、地域市民等による防災活動が重要である。市では、自主防災組織、事業所、防災関係機関等と協力し、防災訓練を実施する。

1. 総合防災訓練

市民生活部は、地震の発生を想定し、市、市民及び防災関係機関が一体となって、各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。訓練は、毎年1回実施するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 訓練の実施時期

市民、関係団体の参加に適切な時期に実施する。

(2) 訓練内容

毎年度、次の事項を基本として、最も効果的な方法により実施するものとする。

| | |
|----------------|-------------|
| ア 現地災害対策本部設置訓練 | イ 職員参集訓練 |
| ウ 情報収集伝達訓練 | エ 避難誘導訓練 |
| オ 初期消火訓練 | カ 煙体験訓練 |
| キ 救出・救護訓練 | ク 火災防御訓練 |
| ケ 物資輸送配給訓練 | コ 給水、炊き出し訓練 |
| サ 指定避難所開設訓練 | シ 各種復旧訓練 |

(3) 参加機関

市、自治会、自主防災組織、防災関係機関、野田警察署、野田健康福祉センター、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区、消防団、交通安全協会、赤十字奉仕団、陸上自衛隊、海上自衛隊、民間協力団体等

第19節 災害救助法の適用

| 項目 | 担当 | 関係機関 |
|--------------------|-------|------|
| 第1 災害救助法の適用基準 | 要配慮者班 | |
| 第2 災害救助法の適用手続 | 要配慮者班 | |
| 第3 災害救助法による救助の実施機関 | 各班 | |

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

| | 指標となる被害項目 | 適用の基準 | 該当条項 |
|-----------------|--|----------|-----------------------------|
| 住家等への被害が生じた場合 | 市内の住家が滅失した世帯の数 | 100以上 | 第1条第1項第1号 |
| | 県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数 | 2,500以上 | 第1条第1項第2号 |
| | | 50以上 | |
| | 県内の住家が滅失した世帯の数 | 12,000以上 | 第1条第1項第3号前段 |
| | 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 | | 第1条第1項第3号後段 内閣府令第1条※ |
| 生命・身体への危害が生じた場合 | 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。 | | 第1条第1項第4号 |
| | 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 | | 内閣府令第2条第1項第1号※ |
| | 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 | | 内閣府令第2条第1項第2号※ |

※ 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

| | | | |
|---|-----|------|-----|
| ○ 全壊（全焼・流失）住家 | 1世帯 | 滅失住家 | 1世帯 |
| ○ 半壊（半焼）住家 | 2世帯 | 滅失住家 | 1世帯 |
| ○ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家 | 3世帯 | 滅失住家 | 1世帯 |

注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

〈被害の認定基準〉

| 被害の区分 | 認定の基準 |
|-------------------|---|
| 住家の全壊全焼 (全流出) | 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。 |
| 住家の半壊 (半焼) | 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも。 大規模半壊：損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもをいう。 その他：損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のもをいう。 |
| 住家の床上浸水 土砂の堆積等 | 住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。 |

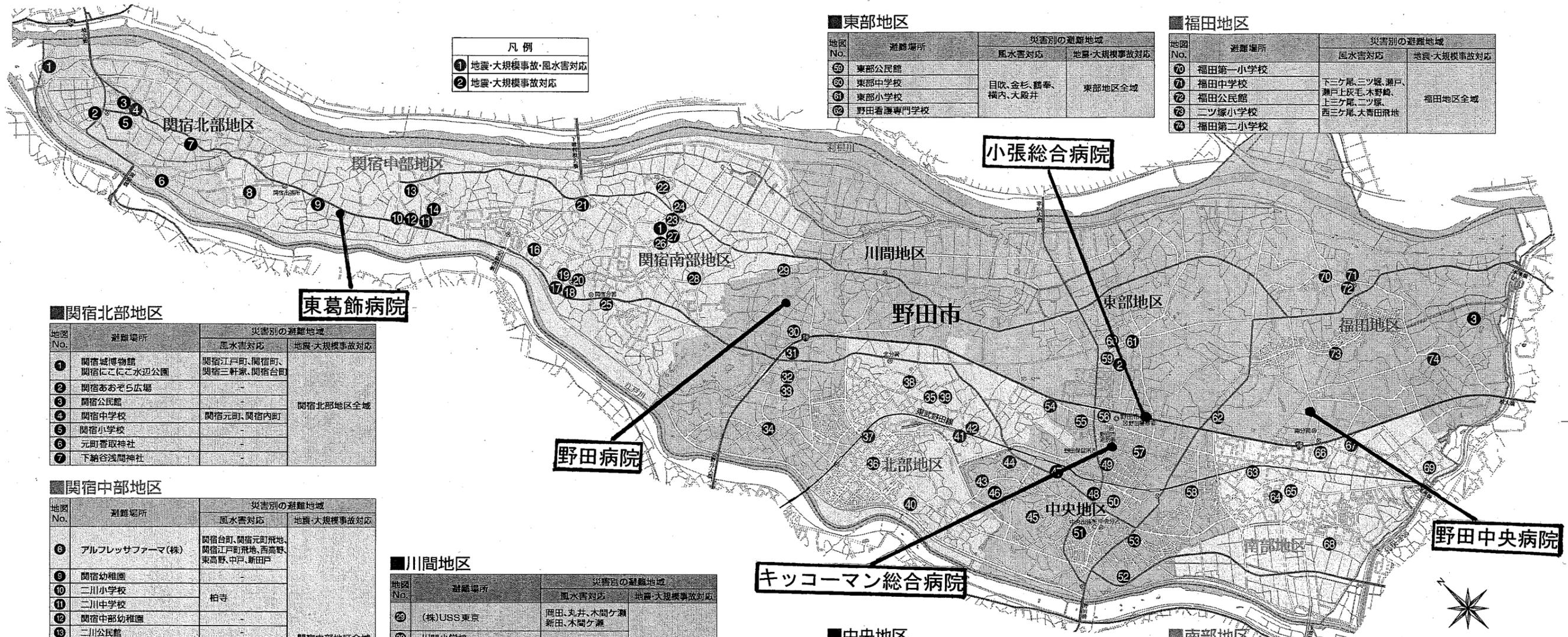
※「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用手続

- (1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事（本部事務局経由）に報告する。
- (2) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

野田市避難場所マップ



凡例

- ① 地震・大規模事故・風水害対応
- ② 地震・大規模事故対応

東部地区

| 地区No. | 避難場所 | 災害別の避難地域 | |
|-------|----------|-----------------|------------|
| | | 風水害対応 | 地震・大規模事故対応 |
| 55 | 東部公民館 | | 東部地区全域 |
| 60 | 東部中学校 | 目吹、金杉、鶴奉、横内、大鷲井 | |
| 61 | 東部小学校 | | |
| 62 | 野田看護専門学校 | | |

福田地区

| 地区No. | 避難場所 | 災害別の避難地域 | |
|-------|---------|---|------------|
| | | 風水害対応 | 地震・大規模事故対応 |
| 70 | 福田第一小学校 | | 福田地区全域 |
| 71 | 福田中学校 | 下二ヶ尾、三ツ塚、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾、大青田飛地 | |
| 72 | 福田公民館 | | |
| 73 | 二ツ塚小学校 | | |
| 74 | 福田第二小学校 | | |

関宿北部地区

| 地区No. | 避難場所 | 災害別の避難地域 | |
|-------|---------------------|----------------------|------------|
| | | 風水害対応 | 地震・大規模事故対応 |
| 1 | 関宿城博物館 関宿ここに水辺公園 | 関宿江戸町、関宿町、関宿三軒家、関宿台町 | 関宿北部地区全域 |
| 2 | 関宿あおぞら広場 | | |
| 3 | 関宿公民館 | | |
| 4 | 関宿中学校 | 関宿元町、関宿内町 | |
| 5 | 関宿小学校 | | |
| 6 | 元町香取神社 | | |
| 7 | 下納谷浅間神社 | | |

関宿中部地区

| 地区No. | 避難場所 | 災害別の避難地域 | |
|-------|---------------|------------------------------------|------------|
| | | 風水害対応 | 地震・大規模事故対応 |
| 8 | アルフレッサファーム(株) | 関宿台町、関宿元町飛地、関宿江戸町飛地、西高野、東高野、中戸、新田戸 | 関宿中部地区全域 |
| 9 | 関宿幼稚園 | | |
| 10 | 二川小学校 | 柏寺 | |
| 11 | 二川中学校 | | |
| 12 | 関宿中部幼稚園 | | |
| 13 | 二川公民館 | | |
| 14 | アスク古布内保育園 | | |
| 15 | 古布内浄禅寺 | | |
| 16 | 関宿複合センター | 親野井 | |
| 17 | いちいのホール | 次木 | |
| 18 | 関宿中央公民館 | | |
| 19 | 関宿保健センター | 親野井、平井、東宝珠花、次木 | |
| 20 | 関宿中央小学校 | | |

関宿南部地区

| 地区No. | 避難場所 | 災害別の避難地域 | |
|-------|-------------|-------------------|------------|
| | | 風水害対応 | 地震・大規模事故対応 |
| 21 | 飯塚白山神社 | | 関宿南部地区全域 |
| 22 | 木間ヶ瀬中学校 | | |
| 23 | 関宿南部幼稚園 | 桐ヶ作、古布内 | |
| 24 | 木間ヶ瀬小学校 | | |
| 25 | 関宿総合公園(体育館) | 岡田、丸井、木間ヶ瀬新田、木間ヶ瀬 | |
| 26 | 木間ヶ瀬公民館 | | |
| 27 | 木間ヶ瀬保育所 | | |
| 28 | 関宿高等学校 | | |

川間地区

| 地区No. | 避難場所 | 災害別の避難地域 | |
|-------|-----------------------|---|------------|
| | | 風水害対応 | 地震・大規模事故対応 |
| 29 | (株)USS東京 | 岡田、丸井、木間ヶ瀬新田、木間ヶ瀬 | 川間地区全域 |
| 30 | 川間小学校 | | |
| 31 | 川間公民館 | | |
| 32 | 川間中学校 | 木間ヶ瀬、船形、中里、長谷、小山、碓打、尾崎、東金野井、日の出町、尾崎台、泉一丁目～三丁目 | |
| 33 | 西武台千葉中学校 西武台千葉高等学校 | | |
| 34 | 尾崎小学校 | | |

北部地区

| 地区No. | 避難場所 | 災害別の避難地域 | |
|-------|-------------|---|------------|
| | | 風水害対応 | 地震・大規模事故対応 |
| 35 | 北部中学校 | 木間ヶ瀬、船形、中里、長谷、小山、碓打、尾崎、東金野井、日の出町、尾崎台、泉一丁目～三丁目 | 北部地区全域 |
| 36 | 岩木小学校 | | |
| 37 | 北コミュニティセンター | 岩名、五木、谷津、吉春、善昌、慶生、五木新田、七光台、岩名一丁目～二丁目、五木新田、春日町、谷吉、光葉町一丁目～三丁目 | |
| 38 | 七光台小学校 | | |
| 39 | 野田中央高等学校 | | |
| 40 | 岩名中学校 | | |
| 41 | 北部公民館 | | |
| 42 | 北部小学校 | | |

中央地区

| 地区No. | 避難場所 | 災害別の避難地域 | |
|-------|-----------------|--|------------|
| | | 風水害対応 | 地震・大規模事故対応 |
| 43 | 総合公園(体育館) | 野田、上花輪、中野台、清水、坂谷、中野台、中野台、清水公園第一丁目～三丁目、坂の里一丁目～三丁目、つつみ野一丁目～二丁目 | 中央地区全域 |
| 44 | 清水高等学校 | | |
| 45 | 清水小学校 | | |
| 46 | 清水公園 | | |
| 47 | 旧専売公社跡地 | | |
| 48 | 愛宕神社 | | |
| 49 | 第一中学校 | 野田、上花輪、中野台、清水、坂谷、中野台、中野台、清水公園第一丁目～三丁目、坂の里一丁目～三丁目、つつみ野一丁目～二丁目 | |
| 50 | 中央小学校 | | |
| 51 | 鹿島神社 | | |
| 52 | キッコーマン野球場 | | |
| 53 | 朝日ヶ丘公園 | | |
| 54 | 柳沢小学校 | | |
| 55 | 東葛飾教育事務所 東葛飾研修所 | | |
| 56 | 文化センター | 柳沢、宮崎、中根 | |
| 57 | 宮崎小学校 | | |
| 58 | 第二中学校 | | |

南部地区

| 地区No. | 避難場所 | 災害別の避難地域 | |
|-------|-------------|--|------------|
| | | 風水害対応 | 地震・大規模事故対応 |
| 59 | 南部中学校 | | 南部地区全域 |
| 60 | 南部小学校 | | |
| 61 | 南部梅郷公民館 | 山崎、今上、桜台、桜木、花井、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目～四丁目 | |
| 62 | 南コミュニティセンター | | |
| 63 | 山崎小学校 | | |
| 64 | みずき小学校 | | |
| 65 | 東京理科大学 | | |

福祉避難所
障がい者や高齢者のみの世帯など一般の避難所での避難生活が困難なため、特別な配慮をするため福祉避難所を民間の施設等と要援護者の受け入れに対する協定を締結しています。

| 地区No. | 避難場所 | 備考 |
|-------|--------------|-----------|
| 1 | くすのき苑 | 指定障害者支援施設 |
| 2 | 千葉県立野田特別支援学校 | 指定障害者支援施設 |
| 3 | 野田芽吹学園 | 指定障害者支援施設 |

避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改定)

これまでの主な改定経緯

平成17年 3月 平成16年の一連の災害で、多数の要配慮者が亡くなったこと、避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、ガイドラインの策定

- 避難勧告等の発令基準、避難すべき区域の設定の考え方
- 一般の居住者の避難準備と要配慮者の避難開始という2種類の意味をもつ「避難準備情報」を規定 等

平成26年 4月 東日本大震災や平成21年の兵庫県佐用町における避難途中での被災の教訓等を踏まえ、ガイドラインの全面改定

- 家屋内に留まって安全を確保すること(屋内安全確保)も「避難行動」の一つとして明示
- 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを強調
- 市町村の防災体制の段階移行に関して基本的な考え方を明示
- 避難勧告等の判断基準を具体的かつわかりやすい指標で明示
- 避難勧告等の発令基準の設定等について、助言を求める相手の明確化 等

平成27年 8月 平成25年の伊豆大島、平成26年の広島市の大規模な土砂災害等における避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、ガイドラインの一部改定

- 避難準備情報の活用(避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨)
- 災害が切迫した状況では、緊急的な待避場所への避難、屋内での安全確保措置も避難行動として周知
- 居住者への情報伝達では、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせて多様化・多重化 等

平成29年1月 今回の改定

平成28年 3月 中央防災会議「水害時の避難・応急対策検討WG」報告 (H27関東・東北豪雨)
平成28年12月「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」報告

主な変更点

避難情報の名称

- 平成28年台風第10号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかった。
- これを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を下記のとおり変更した。
(変更前) (変更後)
「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」 → 「避難勧告」
「避難指示」 → 「避難指示(緊急)」

主に以下の点について、内容の充実

避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

- 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- 平時から居住者等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知すること
- 近年の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるような情報提供を行うこと
- 地域での声かけ、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供をすること

要配慮者の避難の実効性を高める方法

- 要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、災害計画を作成することとなっている。施設毎の規定については、災害計画は自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること
- 要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるように、福祉担当部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくこと
- 災害計画の実効性の確保や、避難訓練の確実な実施を徹底するとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認すること

躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築

- 災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- 全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を構築すること
- いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築しておくこと
- 予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること
- 上記について、実践や訓練を通じて改善を重ねていくこと

ガイドラインの名称及び避難勧告等の発令基準の改善、簡易パンフレットの添付及び参考事例の紹介

- 市町村の避難勧告等の判断・伝達だけでなく、受け取る側も含めた総合的な取組みとしたため、ガイドラインの名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更
- 洪水等に対する避難勧告等の発令基準に関し、様々な判断要素について解説し、地域の実情に応じた基準が作成できるように改善
- 災害時にとるべき避難行動等を簡潔にまとめたパンフレット(雛形)の添付
- 避難勧告等の具体的な発令基準策定に係る市町村支援、市町村長へのホットライン、居住者等への伝達方法、避難先等に関する参考事例の紹介

修正前

震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制

頁 震-53

〈災害対策本部 組織図〉



修正後

修正理由 行政組織及び医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの

〈災害対策本部 組織図〉



| 修正前 | | | |
|-----------------------------------|--------|--------|---|
| 震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 | | | 頁 震-54 |
| 〈災害対策本部 所掌事務〉 | | | |
| ■本部事務局 | | | |
| 班名 | 統括責任者 | 責任者 | 事務分掌 |
| 総括班 | 市民生活部長 | 防災安全課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事 こと。 ◎本部会議に関する事 こと。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関する事 こと。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援 要請及び連絡調整に関する事 こと。 ・国、県等への災害報告に関する事 こと。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する 事 こと。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令に関 する 事 こと。 ・防災行政無線の運用に関する事 こと。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する 事 こと。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関する事 こと。 |
| | | 市民生活課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関する事 こと。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する 事 こと。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する 事 こと。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関する事 こと。 |

| 修正後 | | | |
|--|---------------|--------------|--|
| 修正理由 行政組織の見直し及び避難勧告等に関するガイドライン改定に伴い事務分掌等を変更するもの | | | |
| 〈災害対策本部 所掌事務〉 | | | |
| ■本部事務局 | | | |
| 班名 | 統括責任者 | 責任者 | 事務分掌 |
| 総括班 | 市民生活部長 | 防災安全課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事 こと。 ◎本部会議に関する事 こと。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関する事 こと。 ・<u>削除</u> ・国、県等への災害報告に関する事 こと。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する 事 こと。 ・<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難</u> <u>指示（緊急）</u>の発令に関する事 こと。 ・防災行政無線の運用に関する事 こと。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する 事 こと。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関する事 こと。 |
| | | 市民生活課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関する事 こと。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する 事 こと。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する 事 こと。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関する事 こと。 |
| <u>調整班</u> | <u>市政推進室長</u> | <u>指名による</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>本部会議の記録に関する事</u> こと。 ・<u>本部長、副本部長の秘書に関する事</u> こと。 ・<u>災害視察及び見舞いのための接遇に関する</u> <u>事</u> こと。 ・<u>県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援</u> 要請及び連絡調整に関する事 こと。 |

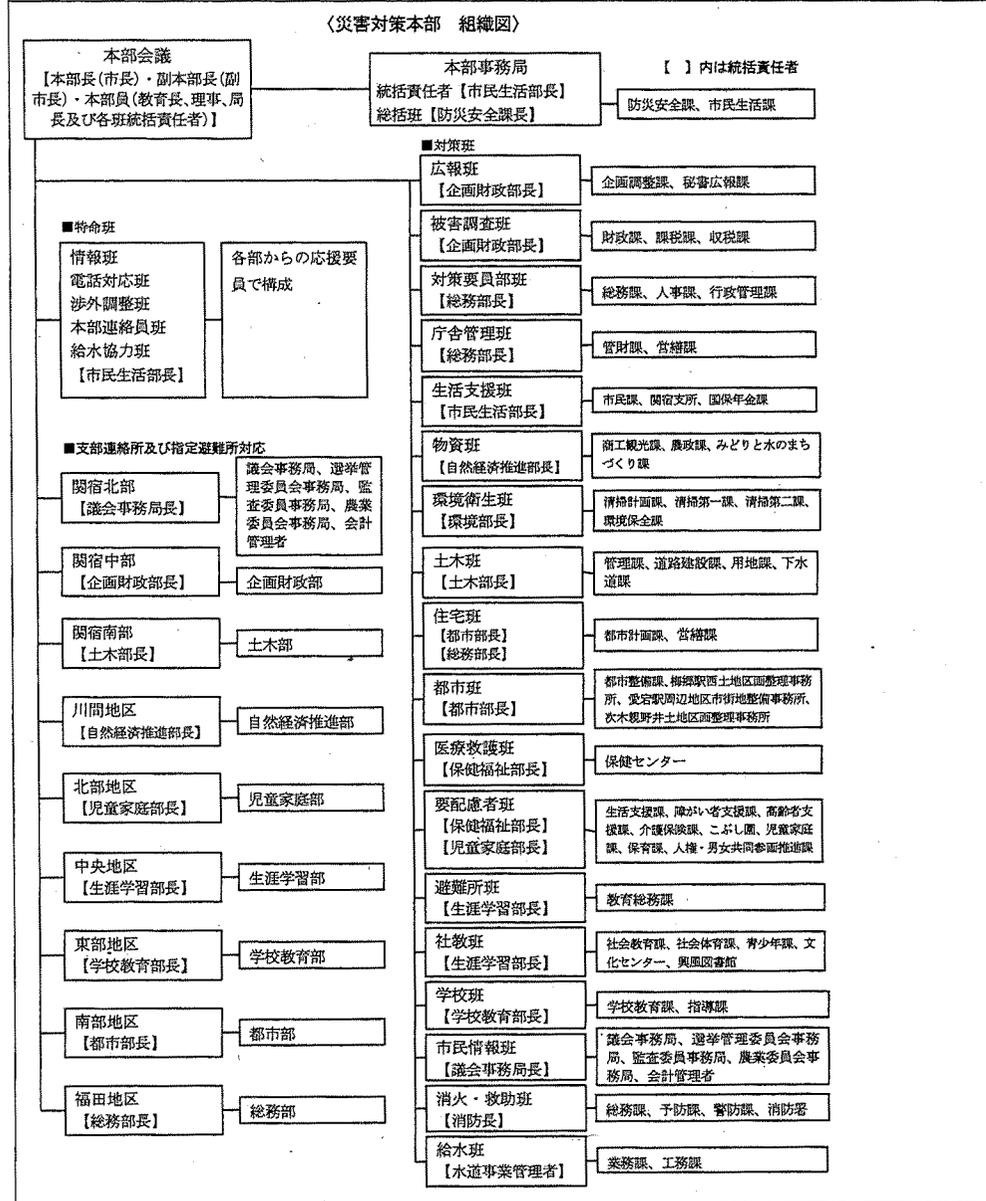
| 修 正 前 | | | |
|-----------------------------------|--------|--------|--|
| 震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 | | | 頁 震-55 |
| ■各対策班 | | | |
| 班名 | 統括責任者 | 責任者 | 事務分掌 |
| 広報班 | 企画財政部長 | 企画調整課長 | ◎本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ こと。 ・義援金・寄付金の受入れに関すること。 ・災害視察及び見舞い者の接遇に関すること。 |
| | | 秘書広報課長 | ・本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ こと。 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

| 修 正 後 | | | |
|---------------------------|--------|---------------|--|
| 修正理由 行政組織の見直しに伴い変更するもの | | | |
| ■各対策班 | | | |
| 班名 | 統括責任者 | 責任者 | 事務分掌 |
| 広報班 | 企画財政部長 | 企画調整課長 | ◎ 削除 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ こと。 ・義援金・寄付金の受入れに関すること。 ・ 削除 |
| | | <u>広報広聴課長</u> | ・ 削除 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ こと。 ・ 削除 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

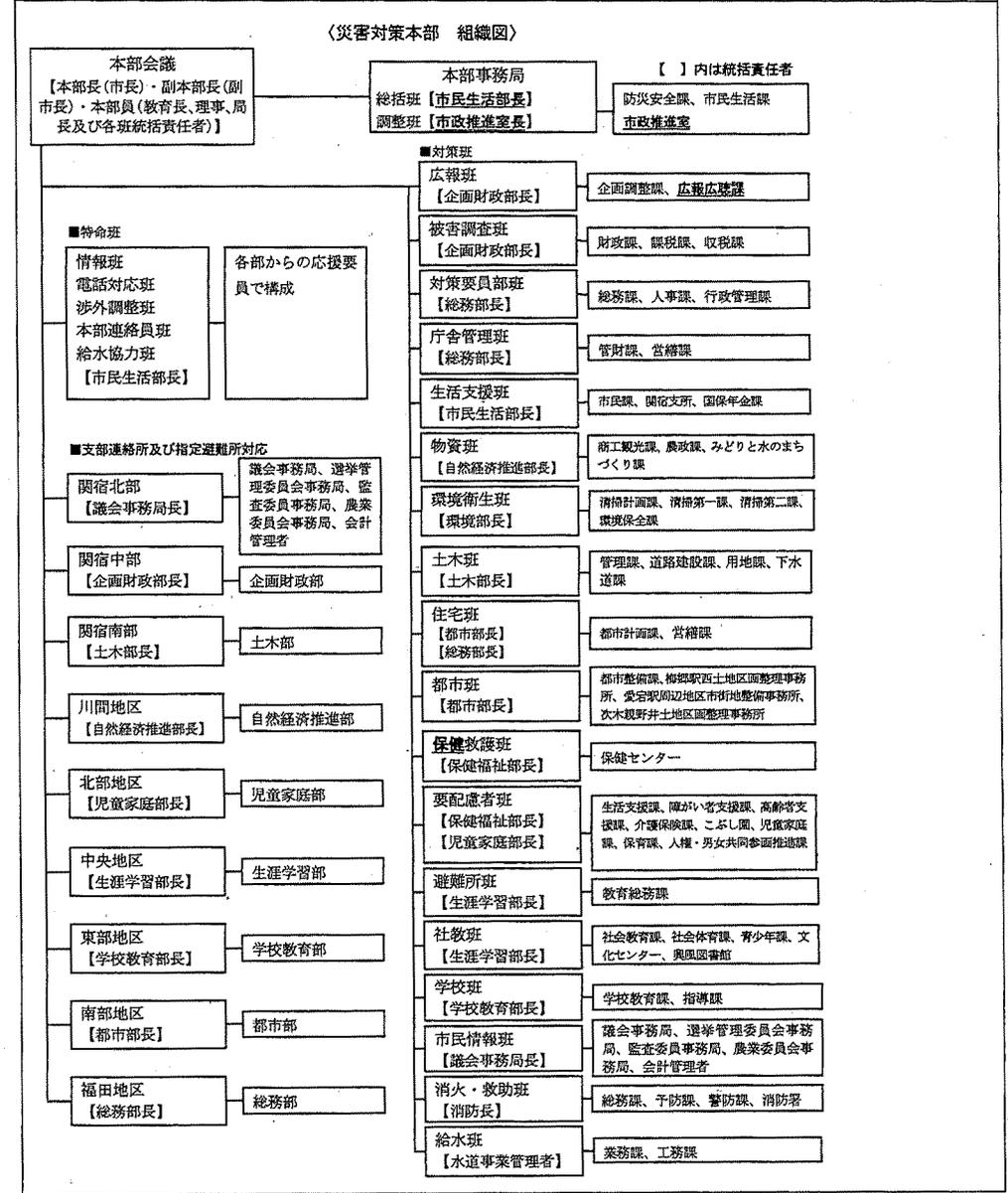
| 修 正 前 | | |
|---|--|------|
| 震災編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請 | 頁 | 震-69 |
| 項 目 | 担 当 | 関係機関 |
| 第1 自衛隊の災害派遣 | 総括班、対策要員部班 | |
| 第2 県・市町村等への要請 | 総括班、対策要員部班 | |
| 第3 消防の広域応援要請 | 総括班、消火・救助班 | |
| (略) | (略) | |
| (略) | (略) | |
| (略) | (略) | |
| 第1 自衛隊の災害派遣 | | |
| 1. 災害派遣・撤収要請 | | |
| (1) 派遣要請の手続 | | |
| <p>本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。</p> <p>また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後所定の手続を速やかに行う。</p> <p style="text-align: center;">(災害派遣要請の手続)</p> | | |
| 連絡先 | 県防災危機管理部防災危機管理課 | |
| 要請事項 | ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項 | |

| 修 正 後 | | |
|---|--|------|
| 修正理由 行政組織の見直しに伴う担当の変更及び字句の修正 | | |
| 項 目 | 担 当 | 関係機関 |
| 第1 自衛隊の災害派遣 | 調整班、対策要員部班 | |
| 第2 県・市町村等への要請 | 調整班、対策要員部班 | |
| 第3 消防の広域応援要請 | 調整班、消火・救助班 | |
| (略) | (略) | |
| (略) | (略) | |
| (略) | (略) | |
| 第1 自衛隊の災害派遣 | | |
| 1. 災害派遣・撤収要請 | | |
| (1) 派遣要請の手続 | | |
| <p>本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。</p> <p>また、緊急避難若しくは人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後所定の手続を速やかに行う。</p> <p style="text-align: center;">(災害派遣要請の手続)</p> | | |
| 連絡先 | 県防災危機管理部 危機管理課 | |
| 要請事項 | ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項 | |

| | |
|--------------------------------------|------|
| 修正前 | 頁 |
| 風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 | 風-25 |



| | |
|------------|----------------------------|
| 修正後 | 修正理由 |
| | 行政組織及び医療救護活動の見直しに伴い修正を行うもの |



修正前

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 | 頁 風-26 |
|--------------------------------------|-----------|

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

| 班名 | 統括責任者 | 責任者 | 事務分掌 |
|-----|--------|--------|---|
| 総括班 | 市民生活部長 | 防災安全課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 |
| | | 市民生活課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 |

修正後

修正理由
行政組織の見直し及び避難勧告等に関するガイドライン改定に伴い事務分掌等を変更するもの

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

| 班名 | 統括責任者 | 責任者 | 事務分掌 |
|-----|--------|--------|--|
| 総括班 | 市民生活部長 | 防災安全課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・削除 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 |
| | | 市民生活課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。 |
| 調整班 | 市政推進室長 | 指名による | <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 |

| 修 正 前 | | | |
|--------------------------------------|--------|--------|--|
| 風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 | | | 頁 風-27 |
| ■各対策班 | | | |
| 班名 | 統括責任者 | 責任者 | 事務分掌 |
| 広報班 | 企画財政部長 | 企画調整課長 | <ul style="list-style-type: none"> ◎本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・義援金・寄付金の受入れに関すること。 ・災害視察及び見舞い者の接遇に関すること。 |
| | | 秘書広報課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

| 修 正 後 | | | |
|---------------------------|--------|---------------|---|
| 修正理由 行政組織の見直しに伴い変更するもの | | | |
| ■各対策班 | | | |
| 班名 | 統括責任者 | 責任者 | 事務分掌 |
| 広報班 | 企画財政部長 | 企画調整課長 | <ul style="list-style-type: none"> ◎削除 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・義援金・寄付金の受入れに関すること。 ・削除 |
| | | <u>広報広聴課長</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・削除 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関するこ と。 ・削除 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

修正前

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 風水害編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請 | 頁 風-36 |
|---------------------------------------|-----------|

| 項目 | 担当 | 関係機関 |
|---------------|------------|------|
| 第1 自衛隊の災害派遣 | 総括班、対策要員部班 | |
| 第2 県・市町村等への要請 | 総括班、対策要員部班 | |
| 第3 消防の広域応援要請 | 総括班、消火・救助班 | |
| (略) | (略) | |

修正後

修正理由
行政組織の見直しに伴い変更するもの

| 項目 | 担当 | 関係機関 |
|---------------|------------|------|
| 第1 自衛隊の災害派遣 | 調整班、対策要員部班 | |
| 第2 県・市町村等への要請 | 調整班、対策要員部班 | |
| 第3 消防の広域応援要請 | 調整班、消火・救助班 | |
| (略) | (略) | |